

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>I・II (略)</p> <p>III 申請書類 技能証明申請</p>	<p>I・II (略)</p> <p>III 申請書類 技能証明申請</p>
<p>技能証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合 (略)</p> <p>1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者</p> <p>(1) 学科試験受験申込時 (略)</p> <p>(2) 学科試験受験時 (略)</p> <p style="text-align: right;">10 申請書類 20</p> <p>(3) 実地試験受験申込時</p> <p>(ア) 実地試験受験申込書 (規則第19号の2様式) ----- 1通</p> <p>(イ) 納付書 (規則第31号様式) ----- 1通 〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕</p> <p>(ウ) 航空経歴書 ----- 1通 { 操縦士、航空機関士及び航空士の場合は、飛行日誌(Log-book)の最新の飛行時間50時間以上(自家用操縦士においては40時間以上、上級滑空機については30回以上の滑空、動力滑空機については15時間以上の飛行時間)を含む部分のコピーを添付すること。 <u>整備士の場合で実地試験の受験希望月に学科試験の合格通知日から2年を超える可能性がある者は、規則第48条に示す必要な整備の経験を記載すること。</u> </p> <p>(エ) 住民票(本籍の記載されたもの。) ----- 1通</p> <p>(オ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1通</p> <p>(カ) 既得技能証明書の写し ----- 1通</p> <p>(キ) 外国のライセンスの写し ----- 1通</p>	<p>技能証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合 (略)</p> <p>1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者</p> <p>(1) 学科試験受験申込時 (略)</p> <p>(2) 学科試験受験時 (略)</p> <p style="text-align: right;">10 申請書類 16</p> <p>(3) 実地試験受験申込時</p> <p>(ア) 実地試験受験申込書 (規則第19号の2様式) ----- 1通</p> <p>(イ) 納付書 (規則第31号様式) ----- 1通 〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕</p> <p>(ウ) 航空経歴書 ----- 1通 { 操縦士、航空機関士及び航空士の場合は、飛行日誌(Log-book)の最新の飛行時間50時間以上(自家用操縦士においては40時間以上、上級滑空機については30回以上の滑空、動力滑空機については15時間以上の飛行時間)を含む部分のコピーを添付すること。 <u>(新設)</u> </p> <p>(エ) 住民票(本籍の記載されたもの。) ----- 1通</p> <p>(オ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1通</p> <p>(カ) 既得技能証明書の写し ----- 1通</p> <p>(キ) 外国のライセンスの写し ----- 1通</p>

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。） の場合は、その写しの提出で可とするが、試験の期日の前日までにパーマ ネントライセンスの写しの提出が必要</p>	<p>※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。） の場合は、その写しの提出で可とするが、試験の期日の前日までにパーマ ネントライセンスの写しの提出が必要</p>
<p>(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕 (略)</p>	<p>(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕 (略)</p>
<p>技能証明申請書類・学科試験のみ受験する場合 (略)</p>	<p>技能証明申請書類・学科試験のみ受験する場合 (略)</p>
<p>2. 学科試験のみ受験する必要がある者 (略)</p>	<p>2. 学科試験のみ受験する必要がある者 (略)</p>
<p>16 申請書類 20</p>	<p>16 申請書類 16</p>
<p>技能証明申請書類・実地試験のみ受験する場合</p>	<p>技能証明申請書類・実地試験のみ受験する場合</p>
<p>3. 実地試験のみ受験する必要がある者 〔再実地の申請者、技能証明等の既得者の場合〕</p>	<p>3. 実地試験のみ受験する必要がある者 〔再実地の申請者、技能証明等の既得者の場合〕</p>
<p>(1) 実地試験受験申込時</p>	<p>(1) 実地試験受験申込時</p>
<p>(ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式） ----- 1 通</p>	<p>(ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式） ----- 1 通</p>
<p>(イ) 納付書（規則第 31 号様式） ----- 1 通 〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕</p>	<p>(イ) 納付書（規則第 31 号様式） ----- 1 通 〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕</p>
<p>(ウ) 航空経歴書 ----- 1 通 操縦士、航空機関士及び航空士の場合は、飛行日誌(Logbook) の最新の飛行 時間 50 時間以上（自家用操縦士においては 40 時間以上、上級滑空機につ いては30 回以上の滑空、動力滑空機については 15 時間以上の飛行時間） を含む部分のコピーを添付すること。 <u>整備士の場合で実地試験の受験希望月に学科試験の合格通知日から 2 年を超 える可能性がある者が再実地を申請する場合は、規則第48条に示す必要な整 備の経験を記載すること。</u></p>	<p>(ウ) 航空経歴書 ----- 1 通 操縦士、航空機関士及び航空士の場合は、飛行日誌(Logbook) の最新の飛行 時間 50 時間以上（自家用操縦士においては 40 時間以上、上級滑空機につ いては30 回以上の滑空、動力滑空機については 15 時間以上の飛行時間） を含む部分のコピーを添付すること。 <u>(新設)</u></p>
<p>(エ) 住民票（本籍の記載されたもの。） ----- 1 通</p>	<p>(エ) 住民票（本籍の記載されたもの。） ----- 1 通</p>
<p>(オ) 学科試験結果通知書の写し（再実地を受ける者） ----- 1 通</p>	<p>(オ) 学科試験結果通知書の写し（再実地を受ける者） ----- 1 通</p>
<p>(カ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通</p>	<p>(カ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通</p>
<p>(キ) 外国のライセンスの写し ----- 1 通</p>	<p>(キ) 外国のライセンスの写し ----- 1 通</p>

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、試験当日にパーマネントライセンスの写しの提出が必要</p> <p>(ク) 実地試験不合格通知書の写し（再実地を受ける者）----- 1 通</p> <p>(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕 (略)</p> <p>技能証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合 (略)</p> <p>技能証明申請書類 申請資格：自家用操縦士（外国のライセンス切替） (略)</p> <p style="text-align: center;">IV 申請書類 限定変更申請</p> <p>限定変更申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合 (略)</p> <p>1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者 (略)</p> <p>(1) 学科試験受験申込時 (略)</p> <p>(2) 学科試験受験時 (略)</p> <p style="text-align: right;">30 申請書類 20</p> <p>(3) 実地試験受験申込時 (7) 実地試験受験申込書（規則第19号の2様式）----- 1 通 (イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1 通 〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕</p>	<p>※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、試験当日にパーマネントライセンスの写しの提出が必要</p> <p>(ク) 実地試験不合格通知書の写し（再実地を受ける者）----- 1 通</p> <p>(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕 (略)</p> <p>技能証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合 (略)</p> <p>技能証明申請書類 申請資格：自家用操縦士（外国のライセンス切替） (略)</p> <p style="text-align: center;">IV 申請書類 限定変更申請</p> <p>限定変更申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合 (略)</p> <p>1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者 (略)</p> <p>(1) 学科試験受験申込時 (略)</p> <p>(2) 学科試験受験時 (略)</p> <p style="text-align: right;">30 申請書類 11</p> <p>(3) 実地試験受験申込時 (7) 実地試験受験申込書（規則第19号の2様式）----- 1 通 (イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1 通 〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕</p>

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(ウ) 航空経歴書 ----- 1通</p> <p>操縦士、上級滑空機については30回以上の滑空、動力滑空機については15時間以上の飛行時間を含む部分のLogbookのコピーを添付すること。 <u>整備士の場合で実地試験の受験希望月に学科試験の合格通知日から2年を超える可能性がある者が限定変更について実地試験を申請する場合は、規則第48条に示す必要な整備の経験を記載すること。</u></p> <p>(エ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1通</p> <p>(オ) 既得技能証明書の写し ----- 1通</p> <p>(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕 (略)</p> <p style="text-align: right;">32 申請書類 20</p>	<p>(ウ) 航空経歴書 ----- 1通</p> <p>操縦士、上級滑空機については30回以上の滑空、動力滑空機については15時間以上の飛行時間を含む部分のLogbookのコピーを添付すること。 <u>(新設)</u></p> <p>(エ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1通</p> <p>(オ) 既得技能証明書の写し ----- 1通</p> <p>(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕 (4) (略) (略)</p> <p style="text-align: right;">32 申請書類 18</p>
<p>限定変更申請書類・実地試験のみ受験する場合</p> <p>2. 実地試験のみ受験する必要がある者 [通常の限定変更、再実地試験の申請者の場合]</p> <p>(1) 実地試験受験申込時</p> <p>(ア) 実地試験受験申込書 (規則第 19 号の 2 様式) ----- 1通</p> <p>(イ) 納付書 (規則第 31 号様式) ----- 1通 [手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効]</p> <p>(ウ) 航空経歴書(滑空機に係る操縦士及び学科受験者で再実地を受ける場合) ----- 1通</p> <p>操縦士、上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空機については 15 時間以上の飛行時間を含む部分の Logbook のコピーを添付すること。 <u>整備士の場合で実地試験の受験希望月に学科試験の合格通知日から2年を超える可能性がある者が限定変更について再実地を申請する場合は、規則第48条に示す必要な整備の経験を記載すること。</u></p>	<p>限定変更申請書類・実地試験のみ受験する場合</p> <p>2. 実地試験のみ受験する必要がある者 [通常の限定変更、再実地試験の申請者の場合]</p> <p>(1) 実地試験受験申込時</p> <p>(ア) 実地試験受験申込書 (規則第 19 号の 2 様式) ----- 1通</p> <p>(イ) 納付書 (規則第 31 号様式) ----- 1通 [手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効]</p> <p>(ウ) 航空経歴書(滑空機に係る操縦士及び学科受験者で再実地を受ける場合) ----- 1通</p> <p>操縦士、上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空機については 15 時間以上の飛行時間を含む部分の Logbook のコピーを添付すること。 <u>(新設)</u></p>

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
(エ) 学科試験結果通知書の写し (学科受験者で再実地を受ける場合) ---- 1 通 (オ) 実地試験不合格通知書の写し (再実地を受ける場合) ----- 1 通 (カ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通	(エ) 学科試験結果通知書の写し (学科受験者で再実地を受ける場合) ---- 1 通 (オ) 実地試験不合格通知書の写し (再実地を受ける場合) ----- 1 通 (カ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕 (略)	(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕 (略)
限定変更申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合 (略)	限定変更申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合 (略)
限定変更申請書類 申請資格：自家用・事業用操縦士 (外国のライセンス切替) (略)	限定変更申請書類 申請資格：自家用・事業用操縦士 (外国のライセンス切替) (略)
<p style="text-align: center;">V～IX (略)</p>	<p style="text-align: center;">V～IX (略)</p>
<p style="text-align: center;">X 学科試験</p>	<p style="text-align: center;">X 学科試験</p>
学科試験 1～4. (略)	学科試験 1～3. (略)
<p style="text-align: right;">20 学科試験 73</p>	<p style="text-align: right;">17 学科試験 73</p>
4. (略) 5. 学科試験の結果の通知 地方航空局は、「学科試験結果通知書」を作成し、合格、一部合格又は不合格 <u>(削る)</u> の試験結果を受験者に通知する。 6. やむを得ない場合における合格通知日の取扱い 学科試験の結果が合格であるものについて、天災地変その他やむを得ない理由により学科試験の合格の通知があった日から2年 <u>(規則第48条の各号に該当する場合は5年)</u> 以内に実地試験を受けることができない場合であって、その影響の大きさ等を勘案して安全政策課長が必 <u>(削る)</u> 要と認めるときは、合格通知日を当該通知日の翌日から起算して六月を超えな <u>(削る)</u> い範囲内で読み替えの措置を	4. (略) 5. 学科試験の結果の通知 地方航空局は、「学科試験結果通知書」を作成し、合格、一部合格又は不合格 <u>の</u> 試験結果を受験者に通知する。 6. やむを得ない場合における合格通知日の取扱い 学科試験の結果が合格であるものについて、天災地変その他やむを得ない理由により学科試験の合格の通知があった日から2年 <u>(新設)</u> 以内に実地試験を受けることができない場合であって、その影響の大きさ等を勘案して安全政策課長が必 <u>要と認めるときは、合格通知日を当該通知日の翌日から起算して六月を超えな</u> い範囲内で読み替えの措置を行うことができる。

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>行うことができる。</p> <p>航空従事者学科試験科目及び試験時間 (略)</p> <p style="text-align: center;">XI 実地試験</p> <p>1～4. (略)</p> <p>5. 実地試験受験の延期 (1) (略)</p> <p style="text-align: right;">78 学科試験 20</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. 実地試験の再受験 (1) (略)</p> <p>(2) 学科試験に合格した者が、再実地試験を受けることのできる期間は、学科試験結果通知日から起算して2年 <u>(規則第48条の各号に該当する場合は5年)</u> 以内に限られる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>7. (略)</p> <p style="text-align: center;">XII 交付及び証明</p> <p style="text-align: right;">84 学科試験 20</p> <p>交付及び証明</p> <p>1. 技能証明等の決裁手続</p> <p>(1) 実地試験実施の管轄区分が地方航空局となっている技能証明の資格等(航空通信士の資格を含む。)</p> <p>(7) 地方航空局は前任航空従事者試験官から提出された「実地試験成績報告書」により合格と判定されたものについて、当該合格者の申請関係書類一式及び「実地試験成績報告書」を本省に送付する。なお、実地試験の結果が不合格又は中止と判定されたものについては、地方航空局から不合格の「実地試験成績報告書」及び「実地試験(中止・不合格)報告書(写し)」を、実地試験申込関係書類とと</p>	<p>航空従事者学科試験科目及び試験時間 (略)</p> <p style="text-align: center;">XI 実地試験</p> <p>1～4. (略)</p> <p>5. 実地試験受験の延期 (1) (略)</p> <p style="text-align: right;">78 学科試験 9</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. 実地試験の再受験 (1) (略)</p> <p>(2) 学科試験に合格した者が、再実地試験を受けることのできる期間は、学科試験結果通知日から起算して2年 <u>(新設)</u> 以内に限られる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>7. (略)</p> <p style="text-align: center;">XII 交付及び証明</p> <p style="text-align: right;">84 学科試験 12</p> <p>交付及び証明</p> <p>1. 技能証明等の決裁手続</p> <p>(1) 実地試験実施の管轄区分が地方航空局となっている技能証明の資格等(航空通信士の資格を含む。)</p> <p>(7) 地方航空局は前任航空従事者試験官から提出された「実地試験成績報告書」により合格と判定されたものについて、当該合格者の申請関係書類一式及び「実地試験成績報告書」を本省に送付する。なお、実地試験の結果が不合格又は中止と判定されたものについては、地方航空局から不合格の「実地試験成績報告書」及び「実地試験(中止・不合格)報告書(写し)」を、実地試験申込関係書類とと</p>

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>もに首席航空従事者試験官に送付する。また、中止に係る申請者に対し、「実地試験中止通知書」（要領様式9）を交付する。</p> <p>(イ) 学科試験に合格した者であって、実地試験の免除を受ける者については、実地試験の免除が受けられることを証明する書類及び航空経歴を有することを証明する書類並びに住民票が提出されるのを待って、本省へ関係書類を送付する。</p> <p>(ウ) 学科試験及び実地試験の両方の免除を受ける者については、申請書を受理後、本省に申請関係書類を送付する。</p> <p>(エ) 本省は、地方航空局から送付された関係書類に基づき、技能証明等の交付の決裁を行う。</p> <p>(オ) 申請書提出の日から2年 <u>（規則第48条の各号に該当する場合は5年）</u> 以内に住民票を提出しなかった者、航空経歴を有することを証明する書類を提出しなかった者及び無線従事者免許証の写し（航空通信士の資格に限る。）を提出しなかった者については、地方航空局において当該申請書を無効なものとして処理する。</p> <p>(2) 実地試験実施の管轄区分が本省となっている技能証明の資格等</p> <p>(ア) 本省は、首席航空従事者試験官から提出された「実地試験成績報告書」により合格と判定されたものについて当該合格者の申請関係書類一式及び「実地試験成績報告書」を合わせ、交付の決裁をとる。また、実地試験が中止と判定されたものについては、本省から申請者に対して「実地試験中止通知書」（要領様式9）を交付する。</p> <p>(イ) 実地試験の免除（一部免除を含む。）を受ける者については、実地試験の免除を受けられることを証明する書類（指定養成施設の修了証明書等）が提出されるのを待って交付の決裁をとる。</p> <p>(ウ) 申請書提出の日から2年 <u>（規則第48条の各号に該当する場合は5年）</u> 以内に住民票を提出しなかった者及び航空経歴を有することを証明する書類を提出しなかった者については、本省において当該申請書を無効なものとして処理する。</p> <p><u>(エ) 指定航空従事者養成施設のテストコースで実地試験を受けた者については、所定の課程が修了していることを確認した後に交付の決裁をとる。</u></p>	<p>もに首席航空従事者試験官に送付する。また、中止に係る申請者に対し、「実地試験中止通知書」（要領様式9）を交付する。</p> <p>(イ) 学科試験に合格した者であって、実地試験の免除を受ける者については、実地試験の免除が受けられることを証明する書類及び航空経歴を有することを証明する書類並びに住民票が提出されるのを待って、本省へ関係書類を送付する。</p> <p>(ウ) 学科試験及び実地試験の両方の免除を受ける者については、申請書を受理後、本省に申請関係書類を送付する。</p> <p>(エ) 本省は、地方航空局から送付された関係書類に基づき、技能証明等の交付の決裁を行う。</p> <p>(オ) 申請書提出の日から2年 <u>（新規）</u> 以内に住民票を提出しなかった者、航空経歴を有することを証明する書類を提出しなかった者及び無線従事者免許証の写し（航空通信士の資格に限る。）を提出しなかった者については、地方航空局において当該申請書を無効なものとして処理する。</p> <p>(2) 実地試験実施の管轄区分が本省となっている技能証明の資格等</p> <p>(ア) 本省は、首席航空従事者試験官から提出された「実地試験成績報告書」により合格と判定されたものについて当該合格者の申請関係書類一式及び「実地試験成績報告書」を合わせ、交付の決裁をとる。また、実地試験が中止と判定されたものについては、本省から申請者に対して「実地試験中止通知書」（要領様式9）を交付する。</p> <p>(イ) 実地試験の免除（一部免除を含む。）を受ける者については、実地試験の免除を受けられることを証明する書類（指定養成施設の修了証明書等）が提出されるのを待って交付の決裁をとる。</p> <p>(ウ) 申請書提出の日から2年 <u>（新規）</u> 以内に住民票を提出しなかった者及び航空経歴を有することを証明する書類を提出しなかった者については、本省において当該申請書を無効なものとして処理する。</p> <p><u>（新規）</u></p>

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後					改正前				
2～5. (略)					2～5. (略)				
XIII～XV (略)					XIII～XV (略)				
<u>改正表</u>					<u>(新設)</u>				
番号	文書番号	改正年月日	概要	備考					
	原文	空乗第 248 号	昭和 51 年 4 月 26 日	新規制定					
1		空乗第 2458 号	昭和 54 年 12 月 25 日	航空法及び同法施行規則の一部が改正されたことに伴う改訂					
2		空乗第 2006 号	昭和 57 年 2 月 22 日	技能証明等申請手続きの簡素化	昭和 57 年 4 月 1 日から適用				
3		空乗第 2033 号	昭和 61 年 4 月 18 日	技能証明等申請手続きの改訂に伴う改訂					
4		空乗第 2126 号他	平成 5 年 11 月 1 日	新通達を収録					
5		空乗第 2037 号	平成 10 年 4 月 1 日	航空従事者技能証明等に関する事務処理要領の改訂					
6		空乗第 2071 号他	平成 11 年 8 月 26 日	通達一部改正等					
7		空乗第 2114 号他	平成 12 年 8 月 22 日	航空法及び同法施行規則の一部が改正されたことに伴う改訂					
8		国空乗第 157 号	平成 15 年 8 月 4 日	通達一部改正等					
9		国空乗第 382 号 国空乗第 458 号	平成 16 年 1 月 23 日 平成 16 年 3 月 31 日	航空従事者技能証明等に関する事務処理要領の改正 航空法関係手数料令改正等	平成 17 年 3 月 31 日から適用				
10		国空乗第 334 号	平成 16 年 12 月 7 日	航空従事者技能証明等に関する事務処理要領の改正 (平成 17 年度から定期学科試験を 6 回へ変更等)					
11		国空乗第 406 号	平成 18 年 12 月 6 日	航空法及び同法施行規則の一部が改正されたことに伴う改訂等					
12		国空航第 2715 号	令和 2 年 12 月 22 日	押印等の廃止に伴う改訂					
13		国空航第 771 号	令和 3 年 7 月 6 日	押印等廃止に係る省令改正により外国ライセンスの提出を写しで可としたことに伴う改訂					
14		国空航第 3037 号	令和 4 年 3 月 29 日	組織改編に伴う改訂等					
15		国空安政第 1146 号	令和 4 年 8 月 30 日	一等航空整備士の受験機会増加、学科試験におけるやむを得ない場合の対応に伴う改訂					
16		国空安政第 2845 号	令和 5 年 2 月 28 日	大阪航空局移転、写真サイズ変更に伴う改訂					
17		国空航第 206 号	令和 5 年 9 月 29 日	航空法施行規則の一部が改正されたことに伴う改訂等 (学科試験 CBT 化)	令和 5 年 9 月 30 日から適用				

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正案 新旧対照表

改正後					改正前				
18	国空安政第700号	令和6年9月25日	飛行機の事業用操縦士（多発）と計器飛行証明資格を一連の訓練で取得する手法（Integrated System）導入に伴う改訂	令和6年10月1日から適用					
19	航空安政第XX号	令和8年X月XX日	動力滑空機の学科試験科目名の変更	令和8年X月XX日から適用					
20	航空安政第XX号	令和8年X月XX日	学科試験の有効期限延長に伴う改訂	令和8年X月XX日から適用					
<p><u>(注) 本改訂第20号に係る改訂内容につきましては各ページに併記してある改訂番号によって全文改訂か、本文一部改訂かが判明するようになっています。</u> <u>㊸と表記されているのは全文改訂あるいは全部新規で、㊸とありますのは本文一部改訂を意味しています。</u></p>									